

第五章 港湾工事の費用（第四十二条～第四十三条の五）

序説 港湾工事の範囲等

港湾法上、「港湾工事」とは、港湾施設を建設し、改良し、維持し、又は復旧する工事及びこれらの工事以外の工事で港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化、漂流物の除去その他の港湾の保全のために行なうものをいう（二条七項）。当初、港湾工事は「港湾施設を建設し、改良し、維持し、又は復旧する工事」であるとされていたが、昭和四十六年改正で、港湾の環境保全のために行う工事が追加された（昭和四十六年法律第七〇号）。

(1) 港湾施設の建設・改良・維持・復旧

水域施設・外郭施設・係留施設・港湾公害防止施設・廃棄物処理施設等、二条五項に列挙されている施設で、港湾区域・臨港地区内に置かれているもの（移動施設については、地区外も含む）の建設・改良・維持・復旧に関する工事が港湾工事である。港湾区域、臨港地区外であっても、港湾管理者の申請に基づき国土交通大臣が認定した施設（二条六項）にかかる工事も港湾工事である。

港湾管理者の業務は、港湾施設の建設及び改良に関する港湾工事だけではなく、港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立て、盛土、整地等による土地の造成又は整備を行うこととされているが（二条一項三号・三号の二）、後者は直ちには港湾工事の概念に入らない。これらの埋立て等の工事が、港湾施設建設のための工事であれば港湾工事となるが、これらの埋立ては、いわゆる臨海部再開発として、しばしば他の用途用の開発を含むものである。

港湾工事は、港湾管理者に帰属する港湾施設に関わる工事とは限らない。港湾法は、港湾管理者の行う港湾工事（四二条・四三条）、国土交通大臣が直轄で行う港湾工事（五二条・五三条）についての規定を置いているが、国（国土交通大臣以外の他省庁による）、他の地方公共団体や私人による（国・港湾管理者に帰属しない）港湾施設に関する工事も港湾工事たりうる。ただし、五五条の二以下の、他人の土地への立入り、それに伴う損失補償等の規定は「国土交通大臣又は港湾管理者」がする（行う）港湾工事に限定されて適用される。

(2) 港湾の環境保全

港湾施設にかかる工事以外の工事で、港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化、漂流物の除去その他の港湾の保全のために行なうものという港湾工事の概念は、昭和四十六年改正で新たに設けられたものである。

都市活動により発生する廃棄物の処理施設は、廃棄物処理施設や公害防止施設等港湾施設概念の中に取り込むことができる施設によるのみならず、港湾区域たる水域や空地等にフロートとして流れ込んでくる汚染物質等をその場で除去する工事を行うことが必要となる。これらの港湾の環境を維持するための管理的行為も港湾工事の範囲に含まれる。

(港湾計画等との整合性、工事許可等)

港湾工事は、当該港湾の港湾計画と整合的に行われなければならない。港湾管理者自体の港湾工事は、港湾計画に基づき行われるが、他の地方公共団体、私人等の港湾工事が港湾区域・港湾隣接地域において行われる場合には、港湾管理者は三七条の許可（協議）権限により、それらの工事が港湾計画の遂行に著しい支障を来すことのないようにチェックする。これら第三者の港湾工事が臨港地区において行われる場合には、三八条の二の事前届出制、分区規制を通じて、港湾計画との整合性が担保される。

港湾工事が、港湾管理者・国・他の公共団体以外によって行われる場合であつて、港湾区域、港湾隣接地域における水域施設、外郭施設、係留施設の建設・改良、運河、用水きよ、排水きよの建設・改良、その他政令で定める行為として行われる港湾工事については、港湾管理者の許可を受けなければならない（三七条）、臨港地区内における、水域施設、運河、用水きよ、排水きよの建設・改良、一定規模以上の工場の新設・増設、廃棄物処理施設建設・改良のための工事は、工事前に港湾管理者に届け出なければならない（三八条の二）のととなる。

国・他の公共団体が港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区で港湾工事をする場合においては、港湾管理者と協議し（三七条三項）、港湾管理者に通知しなければならない（三八条の二第九項）。臨港地区内での工事にあつては、三九条で指定

される分区の規制に合致して構築物を建設しなければならない。

このほか、港湾区域と河川区域が重複している場合、漁港区域と重複している場合、海岸保全区域と重複している場合等には、その重複区域で港湾工事を行うためには、それぞれの管理者の同意もしくは承認を受けなければならない。なお、港湾区域・港湾隣接区域に海岸保全区域が重複設定されている場合には、当該部分について海岸法による工事が行われ、これについて港湾法三七条の協議がなされることもある。また、港則法による港長の許可も必要である。

(国の直轄工事)

港湾の(当該港湾管理者にとどまらない)公共的性格から、社会資本としての港湾施設の建設をすべて港湾管理者に負わせるのは限界があること、国は全国的地に立って、国際・国内の基幹的海上交通ネットワーク形成のために必要な根幹的な港湾施設等については、国の責務として建設する必要があることから、重要港湾等において、国と港湾管理者との協議が調った場合、港湾施設の整備を国が直轄事業として行うことができるとされている(五二条)。港湾管理者は、この直轄事業にかかる費用の一部を負担しなければならないが、完成した港湾施設については、自ら管理する港湾施設とするために国から譲渡を受けるもしくは貸付け・管理委託を受けることとなる(五三条・五四条及び五四条の二)。

(港湾工事と費用負担)

本章には、港湾管理者が行う港湾工事について、国と港湾管理者の費用負担割合、国による費用の負担割合、原因者・受益者負担、港湾環境整備負担金の特例等、費用負担についての定めが置かれている。なお、日本電信電話株式会社の株式売却収入による港湾工事への、負担金・補助金に代えての無利子貸付金に関する定め、その他費用負担に関する附則についての記述を加えてある。

(港湾工事と土地の収用・補償)

港湾工事を行うために、他人の土地を調査・測量する公用制限については、港湾法は五五条の二・五五条の四等に規定を置いている。これに対し、港湾工事のために他人の土地を必要とする場合に関する規定は置かれていない。港湾施設を

設けるために港湾工事をするにあたって、他人の土地を任意に買取できない場合には、港湾工事の公益性・公共性から、公用収用により当該土地を国・港湾管理者が強制的に取得しうる仕組みが必要である。

港湾法は、このような仕組みを設けていないが、土地収用法三条一〇号によれば、「港湾法による港湾施設」に関する事業は、土地を収用し、又は使用することができる公共の利益に含まれ、土地収用法に基づき土地収用委員会の公益性に係る認定を受ければ、土地収用の手続を取ることができる。この土地収用法に基づく土地の収用は、港湾管理者による港湾工事に限定されるものではない、国による港湾工事はいうまでもなく、私人による港湾工事についても、公益性が認められれば収用特権（適格性）を認めることができる。

（費用の負担）

第四十二条 港湾管理者が、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、一般公衆の利用に供する目的で、水域施設、外郭施設又は係留施設（これらの施設のうち国土交通省令で定める小規模なものを除く。）の建設又は改良の重要な工事をする場合には、その工事に要する費用は、国と港湾管理者がそれぞれその十分の五を負担する。

2 港湾管理者が、避難港において、水域施設又は外郭施設の建設又は改良の工事をする場合には、その工事に要する費用は、国と港湾管理者がそれぞれその十分の五を負担する。

3 前二項の規定は、これによつて国が負担することとなる金額についてあらかじめ国土交通大臣に申し出て国会の議決を経た予算に組入れられていないときは、これを適用しない。

4 地方財政法第十七条及び第十九条第一項の規定は、港務局について第一項の場合に準用する。この場合において、「地方公共団体」とあるのは「港務局」と読み替えるものとする。

本条は、港湾管理者が行なう港湾工事について、国がその費用の一部を負担する場合の要件、負担率等を定めた規定で

ある。なお、四三条は「補助」についての規定である。

国の負担は、港湾管理者があらかじめ国土交通大臣に申し出て、国会の議決を経た予算に組み入れられなければならない（三項）。

重要港湾以上において、一般公衆の利用に供する目的で、水域施設、外郭施設又は係留施設の建設又は改良の重要な工事をする場合には、その工事費用は、国と港湾管理者がそれぞれその一〇分の五を負担する。重要な工事であることを要し、軽微な改良工事は負担の対象とならない。また、水深五・五メートル以下の小規模施設については、次条の補助の対象となる可能性がある。避難港において、水域施設又は外郭施設の建設又は改良の工事をする場合には、その工事費用は、国と港湾管理者がそれぞれその一〇分の五を負担する。

国がこれらの負担金を港湾管理者に支出する場合、負担金を財源とする経費の支出時期に遅れないようにしなければならないという地方財政法一九条の規定は、港湾管理者が地方公共団体の場合のみならず、港務局の場合にも準用される（四項）。

離島振興法七条、奄美群島振興開発特別措置法六条、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律二条・三条、沖縄振興特別措置法一〇五条・一〇八条で、国の負担又は補助の割合の特例的高上げがなされている。北海道、奄美及び沖縄については、それに加えて、公共の用に供する港湾施設用地の建設・改良に係留施設に準じた負担の対象となっている。

なお、都道府県が港湾管理者として港湾工事を行い負担した費用について、都道府県はその一部を地方財政法二七条等の規定により、地先市町村に負担させることがある。

（費用の補助）

第四十三条 国は、特に必要があると認めるときは、前条に規定するもののほか、予算の範囲内で、一般公衆の

利用に供する目的で（第四号に掲げる港湾施設に係る場合を除く。）港湾管理者のする港湾工事の費用に對し、次に掲げる基準で補助することができる。